

道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税かどうかの確認方法（給与所得者の場合）

表

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

給与収入		主たる給与		所得区分		総所得③	
給与所得（労働金庫等）		以外の合算				山林所得	
その他の所得計		所得区分				分離短期譲渡	
		総所得金額①				分離長期譲渡	
						株式等の譲渡	
						上場株式等の配当等	
						先物取引	

雑損		障・養・の・勤	
医療費		配偶者	
社会保険料		配偶者特別	
小規模企業共済		扶養	
生命保険料		基礎	
地震保険料		所得控除合計②	
(摘要)			

市町村民税	税額控除額⑤	
道府県民税	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
	特別徴収税額⑧	
	控除不足額⑨	
	既充当額⑩	
	既納付額⑪	
	無効納付額⑫⑬⑭⑮	
	変更前税額⑯	
	増減額⑯⑰⑱	
	変更月	月

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市（町・村）長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市（町・村）を被告として（市（町・村）長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、税分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、税分の執行又は手続きの履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても税分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 年 月 日

市町村民長 氏 名 印

納付額	6月分		9月分		12月分		3月分	
	7月分		10月分		1月分		4月分	
	8月分		11月分		2月分		5月分	

問合せ先

勤め先より配られる市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の 税額 所得割の部分を見て

市町村・道府県ともに、0円または空欄、非課税となっているかどうかご確認ください。

※上記はあくまで給与所得者の場合の一例です。市町村によって様式に差異がある場合があります。

※制度詳細や自分が対象になるかの確認方法は、群馬県教育委員会のホームページに出ていますので、申請する前に必ずそちらで確認してください。

群馬県教育委員会ホームページ制度の案内 <https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/4650.html>